

## 広島県告示第二百九十五号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「条例」という。）第百二十六条第三項第三号、第百三十九条第三項第三号、第百五十六条第三項第三号及び第百六十八条第三項第三号の規定に基づき、指定短期入所生活介護事業者、基準該当短期入所生活介護事業者及び指定短期入所療養介護事業者による知事の定める利用者が選定する特別な居室、療養室及び病室の提供に係る基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 特別な居室の内容及び基準について

- 1 指定短期入所生活介護事業者による利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準
  - (一) 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。
  - (二) 条例第百二十条第三項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の特別な居室の定員の合計数を介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「法施行規則」という。）第百二十一条及び第百三十一条の規定により知事に提出した運営規程（七）において「運営規程」という。）に定められている利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。なお、同一事業所において、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行う場合には、当該事業所の全体の利用定員を算定の基礎とする。
  - (三) 条例第百二十条第三項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の特別な居室の定員の合計数を法施行規則第百二十一条及び第百三十一条の規定により知事に提出した当該指定短期入所生活介護事業所の入所定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。なお、同一事業所において、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行う場合には、当該事業所の全体の利用定員を算定の基礎とする。
  - (四) 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。
  - (五) 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
  - (六) 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、指定短期入所生活介護の提供上の必要性から行われるものでないこと。
  - (七) 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

### 2 指定短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基

準

- (一) 特別な療養室及び病室（以下「療養室等」という。）の定員が、一人又は二人であること。
  - (二) 当該指定短期入所療養介護事業所の特別な療養室等の利用定員の合計数を法施行規則第百二十二条及び第百三十一条の規定に基づき知事に提出した運営規程に定められている利用者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所に係るものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所に係るものにあつては百分の三十）を超えないこと。なお、同一の事業所において、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を一体的に行う場合には、当該事業所の全体の利用定員を算定の基礎とする。
  - (三) 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。
  - (四) 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほか特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
  - (五) 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、指定短期入所療養介護の提供上の必要性から行われるものではないこと。
  - (六) 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、法施行規則第百二十二条及び第百三十一条の規定に基づき知事に提出した運営規程に定められていること。
- 二 その他
- 1 一 1及び2に掲げる特別な居室、療養室及び病室の提供に当たっては、指定通所介護事業者及び指定通所リハビリテーション事業者に係る知事が定める食事の提供に要する費用並びに指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所療養介護事業者に係る知事が定める滞在及び食事の提供に要する費用に関する指針（平成二十五年広島県告示第二百九十四号）二1に規定する滞中に係る費用の追加的費用であることを利用者又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。
  - 2 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費及びユニット型短期入所生活介護費のイ及びロの注九に定める者が入所するものについては、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることはできないものとする。
  - 3 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費及びユニット型短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注十三、ロ(1)から(5)までの注十一、ハ(1)から(3)

までの注九及び二(1)から(4)までの注六に定める者が入所するものについては、特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることはできないものとする。